平成３０年（フ）第２８２７号
東京都墨田区墨田４丁目43－３－201　墨田フラットＡ
債務者　田辺　聡子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８２９号
埼玉県さいたま市浦和区常盤３丁目１－１－804
債務者　岡本　卓也
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８３２号
東京都大田区大森南３丁目11－３　レオパレスＨＡＰＰＩＮＥＳＳ　Ｖ　303
債務者　鈴木美樹江
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８４０号
東京都青梅市長淵２丁目700－２
債務者　中村　愛里（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８４５号
東京都西東京市保谷町３丁目25－５
債務者　家守　裕介
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８４６号
東京都足立区佐野２丁目10－２－202
債務者　浄園　麗子（旧姓古宮）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８４８号
東京都杉並区高円寺南１丁目16－11－101
債務者　澁川　正弘
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８５２号
東京都世田谷区桜丘４丁目26－10－801
債務者　中村　順子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８５３号
東京都千代田区東神田２丁目７－４－505
債務者　徳田　恵子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８５４号
東京都世田谷区岡本２丁目12－６－203
債務者　中村　香里
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６５５号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目１番27－303号
債務者　高岡　清美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８０１号
横浜市南区別所中里台３番２号　高橋荘202号室
債務者　三浦　真哉
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８３４号
横浜市青葉区桂台１丁目15番地１　シャイニ桂台206
債務者　及川　　仁
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１号
長崎県南島原市布津町乙2094番地１
債務者　塩田　政博
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成３０年（フ）第１７１号
静岡県湖西市南台４丁目４番45号
債務者　中谷美智子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１３９号
栃木県下野市上古山2120番地２
債務者　新田　美枝
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係